

栃木県監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、栃木県知事から、監査の結果に基づき措置を講じた旨通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成30年2月9日

栃木県監査委員 佐藤 良
同 亀田 清
同 金井 弘行
同 石崎 均

監査の結果の措置状況

監査対象機関名	監査年月日	監査の結果	講じた措置
地球温暖化対策課	平成29年8月18日	収入・支出事務のうち、栃木県鹿沼太陽光発電所に係る太陽光発電施設販売電力料収入において、当該収入は納入通知書を発した日の属する平成29年度の歳入とすべきところ、平成28年度の歳入としていたものが1件2,039,095円あった。	平成30年3月分の太陽光発電施設販売電力料収入については、平成30年度の歳入とします。 今後は、複数の職員で確認を行うなど、チェック体制を強化し、適切な事務執行に努めて参ります。
医療政策課	平成29年8月21日	収入・支出事務のうち、医療施設整備助成費に係る補助金において、過払いとなった金額があるときは当該支出した経費に戻さなければならぬにもかかわらず、翌年度の歳入として測定しているものが1件292,000円あった。	今後は、事業者から変更申請があった場合は速やかに内容を確認し支出負担行為の変更を行うとともに、不測の事態に対応する時間を確保するため、事業完了時期を早めに設定し履行確認を行うなど、適正な予算執行に努めます。
健康増進課	平成29年8月21日	契約検収事務のうち、生活習慣病総合予防対策費に係るハンドブック制作業務委託において、成果品が翌年度に納品されているにもかかわらず、現年度に納品されたものとして支出を行っているものが1件305,640円あった。	再発防止に向け、財務規則等の遵守及び業務委託の適切な委託期間設定について職員に徹底するとともに、事務処理に係る内部でのチェック体制を強化し、適正な事務執行に努めます。
都市計画課	平成29年8月18日	収入・支出事務のうち、景観づくり推進事業費に係る報酬及び費用弁償の支給において、債権者の登録情報の選択を誤ったため、正当な債権者でない同姓同名の第三者へ5年に渡って誤支給したものが7件73,900円あった。 当該案件は、正当な債権者へ未	債権債務者の登録に当たっては、必ず債権者本人から支払口座情報を書面にて徴取するとともに、担当者は、係長級以上の職員のチェックを受けた上で、出納員の決裁を受けることでチェック体制の強化を図り、再発防止に努めます。

		<p>払金の支給及び第三者へ返還請求を行ったが、正当な債権者へは、消滅時効が成立したため支給できないものが2件20,476円、また、第三者へは、支払関係書類を保存年限到来により廃棄したため、返還請求できなかったものが3件30,659円あった。</p>	
<p>総合スポーツゾーン整備室</p>	<p>平成29年8月18日</p>	<p>工事事務のうち、総合スポーツゾーン整備費に係る東西園路改良工事その2の設計積算において、工事中敷設する敷鉄板の運搬費の計上が漏れていたため、設計額が過小となっているものが1件2,786千円あった。</p>	<p>設計積算に当たっては、工事箇所を十分に確認し計上すべき費用、適用条件等の適正化を図るとともに、検算業務においてもチェック体制の改善、強化を図ることとし、再発防止に努めます。</p>